

青少年愛護条例施行規則

昭和三十八年三月三十一日 規則第二十三号
最終改正 平成十八年二月三日 規則第三号

(趣旨)

第一条 この規則は、青少年愛護条例(昭和三十八年兵庫県条例第十七号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(有害興行に係る告示の内容)

第二条 条例第十一條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項及び指定の理由を明示して行うものとする。

- (一) 有害興行の告示 指定する興行の種類及び題名又は内容
- (二) 知事が指定する団体の告示 指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(有害興行を行う場合の掲示)

第三条 条例第十一條第五項の規定による掲示は、様式第一号によるものとする。

(指定によらない有害図書類の要件)

第三条の二 条例第十二條第一項第一号に規定する規則で定める卑わいな姿態等を被写体とする写真又は描写する絵画は、次の各号のいずれかに該当する卑わいな姿態等を被写体とする写真又は描写する絵画(陰部を覆い、ほかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

- (一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - ア 大たい部を開いた姿態
 - イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
 - ウ 男女間の愛ぶの姿態
 - エ 自慰の姿態
 - オ 排せつの姿態
 - カ 緊縛の姿態
- (二) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - ア 性交又はこれを連想させる性行為
 - イ 同性間の性行為
 - ウ ごうかんその他のりよう辱行為
 - エ 変態性欲に基づく性行為

2 条例第十二條第二項第一号に規定する規則で定める数は、二十ページ(表紙を含む。)以下同じ。(又は当該書籍 雑誌その他の刊行物のページの総数の五分の一に相当する数とする。)

3 条例第十二條第二項第二号に規定する規則で定める場面は、第一項各号に掲げる卑わいな姿態等を描写する場合(陰部を覆い、ほかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。
4 条例第十二條第二項第一号に規定する規則で定める時間は、三分とする。

(指定によらない有害がん具類等の要件)

第三条の三 条例第十二條第五項第一号に規定する規則で定める形状 構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当する形状、構造又は機能とする。

- (一) 性器の形状又はこれに類似する形状
- (二) 性器を包み込み、性器若しくはこう門に挿入し、又は性器に装着する構造
- (三) 専ら変態性欲に基づく性交又はこれに類する性行為の用に供する機能

(有害図書類又は有害がん具類等に係る告示の内容)

第四条 条例第十二條第七項の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項及び指定の理由を明示して行うものとする。

- (一) 有害図書類の告示 指定する図書類の種類及び名称
- (二) 知事が指定する団体の告示 指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (三) 有害がん具類等の告示 指定するがん具類等の品名及び形状

(有害図書類の陳列の方法)

第四条の二 条例第十二條の二第一項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの措置を講じ、かつ、当該営業の場所の外から有害図書類を容易に見通すことのできない措置を講ずることとする。

- (一) 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害図書類をまとめて陳列すること。
- (二) 有害図書類以外の物品を陳列する棚その他の物の外周から六十センチメートル以上離れた場所に設けられた棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。
- (三) 有害図書類を陳列しようとする各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から十センチメートル以上張り出して設けた透視できない材質及び構造の仕切り板と仕切り板との間に有害図書類をまとめて陳列すること。
- (四) 有害図書類を、床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列すること。
- (五) 前各号に掲げる方法により陳列することが困難な場合は、有害図書類を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に見通すことのできない状態にしてまとめて陳列すること。

(有害図書類を陳列する場合の掲示)
第四条の三 条例第十二條の二第三項の規定による掲示は、様式第一号の二によるものとする。

(自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出を必要としない場所)
第五条 条例第十二條の三第一項に規定する規則で定める場所は、自動販売機により図書類又はがん具類等の販売をしようとする図書類等販売業者が経営する店舗及びその店頭とする。

(自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出)
第六条 条例第十二條の三第二項の規定による届出は、自動販売機図書類等販売開始届(様式第一号)により行わなければならない。

2 前項の届出書には同項の届出をしようとする者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書)を添付しなければならない。ただし、当該者が県内に住所を有する個人(外国人を除く。)であるときは、この限りでない。
3 条例第十二條の三第四号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 収納する図書類又はがん具類等の種類
- (二) 自動販売機管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (三) 自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (四) 自動販売機の型式及び製造番号
- (五) 販売開始年月日

4 条例第十二條の三第二項の規定による届出は、自動販売機の使用の廃止に係るものにあつては、自動販売機図書類等販売廃止届(様式第三号)、自動販売機図書類等販売開始届に記載した事項の変更に係るものにあつては、自動販売機図書類等販売開始届出事項変更届(様式第四号)により行わなければならない。
5 第二項の規定は、第一項の届出をした者の氏名又は住所の変更に係る前項の届出を行う場合について準用する。

(自販機図書類等販売届出済票)

第七条 知事は、条例第十二條の三第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による届出(同条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)をした者に対し、自販機図書類等販売届出済票(様式第五号)を交付するものとする。

2 自販機販売届出者は、前項の自販機図書類等販売届出済票を当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所にはり付けなければならない。

(青少年の利用に供される施設)

第七条の二 条例第十二條の五第三項第七号に規定する規則で定

める施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第十二条第一項の規定により設置された児童相談所とする。

（適用が除外される自動販売機に講じられる措置）

第八条 条例第十二条の六に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。
（一）常時青少年の立入りが禁じられている場所 青少年が当該場所に立ち入ることなく図書類又はがん具類等を購入することができない措置

（二）前号以外の青少年立入禁止場所 青少年が当該場所に立ち入ることなく図書類又はがん具類等を購入することができない措置及び青少年の立入りが認められる時間内には図書類又はがん具類等の購入ができない措置

（指定遊技営業等の場所における掲示）

第九条 条例第十五条第三項の規定による掲示は、様式第六号によるものとする。

（深夜遊技営業等の場所における掲示）

第九条の二 条例第十五条の二第二項の規定による掲示は、様式第六号の二によるものとする。

（指定医薬品等の指定）

第十条 条例第二十二條第一項第六号の規定による指定は、指定する医薬品その他のものの種別又は含有成分及び指定の理由を明示して、告示により行うものとする。

（立入調査証明書）

第十一条 条例第二十八條第一項の証明書は、様式第七号によるものとする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 青少年愛護条例施行規則（昭和三十三年兵庫県規則第四十二号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定によりなされている掲示については、なお従前の様式によることができる。

附則（昭和四十二年十一月二十四日規則第六十六号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和四十二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附則（昭和四十七年四月二十五日規則第三十三号）

この規則は、昭和四十七年六月一日から施行する。

附則（平成二年三月二十八日規則第六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附則（平成八年十二月十九日規則第八十八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附則（平成十二年三月八日規則第九号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十四年三月二十九日規則第三十六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附則（平成十六年六月三十日規則第五十九号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成十七年三月二十八日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年二月三日規則第三号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

様式第一号（第三条関係）

上映中
「は、青少年愛護条例により青少年に

ただいま

上演中

観覧させてはならない興行に該当しますので、十八歳未満の青少年の方の入場は、堅くお断りいたします。

備考 この寸法は、おおむね縦二十八センチメートル、横四十七センチメートルとする。

様式第一号の二（第四条の三関係）

ここに陳列している は、青少年愛護条例により青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない図書類に該当しますので、十八歳未満の青少年の方の購入、借受け、閲覧及び視聴を堅くお断りいたします。

備考 1 には、図書類の種類（書籍、雑誌、ビデオディスク等）を記入すること。

2 「購入、借受け、閲覧及び視聴」は、営業内容によつて、該当するもののみ記入すること。

3 この寸法は、おおむね縦十センチメートル、横二十五センチメートルとする。

3 この寸法は、おおむね縦十センチメートル、横二十五センチメートルとする。

様式第二号（第六条関係）

（表面）

自販機 図書類等販売開始届

年 月 日

兵庫県知事

様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話 () () . 番

自動販売機の設置場所
収納する図書類又はがん具類等の種類

自動販売機の所有者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

自動販売機管理者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

自動販売機の設置場所の提供者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

自動販売機の型式及び製造番号
販売開始年月日

自動販売機の設置場所付近の見取図

届出番号

備考

(裏面)

兵庫県知事 様

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話 () () . 番

販売開始届出年月日 年 月 日
届出番号

自動販売機の設置場所

販売廃止年月日 年 月 日
備考

様式第四号(第六条関係)

(表面)

自動販売機 図書類等販売開始届出事項
変更届

年 月 日

兵庫県知事

様

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話 () () . 番

販売開始届出年月日 年 月 日
届出番号

事項 変更 前後

自動販売機の設置場所
収納する図書類又はがん具類等の種類

備考

1 自動販売機の設置場所付近の見取図の欄には、自動販売機の配置状況及び周囲二百メートル以内の区域の略図を記入してください。所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。

2 のある欄は、記入しないでください。

3 次の書類を添付してください。

- (一) 兵庫県内に住所を有しない個人にあつては、住民票の写し
- (二) 外国人にあつては、外国人登録証明書の写し
- (三) 法人にあつては、登記事項証明書

様式第三号(第六条関係)
自動販売機 図書類等販売廃止届

年 月 日

自動販売機の所有者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

変更後

自動販売機管理者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

自動販売機の設置場所の提供者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

自動販売機の型式及び製造番号

変更年月日 備考 1 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を記入してください。

（裏面）

2 届出者の氏名又は住所に変更があつた場合には、変更後の内容が記載された次の書類を添付してください。

自動販売機の設置場所付近の見取図

（一）兵庫県内に住所を有しない個人にあつては、住民票の写し

更

（二）外国人にあつては、外国人登録証明書の写し
（三）法人にあつては、登記事項証明書
3 自動販売機の設置場所付近の見取図の欄には、自動販売機の配置状況及び周囲二百メートル以内の区域の略図を記入してください。所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。

前

様式第五号（第七条関係）
自動販売機 図書類等 販売届出済票

届出番号 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

自動販売機管理者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
電話番号
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

自動販売機の型式及び製造番号
電話番号

様式第六号（第九条関係）
当店は、青少年愛護条例により青少年を立ち入らせなければならない場所として指定されましたので、十八歳未満の青少年の方の立入りは、堅くお断りいたします。
備考 この寸法は、おおむね縦二十八センチメートル、横四十七センチメートルとする。

様式第六号の二（第九条の二関係）
当店は、青少年愛護条例により深夜において青少年を立ち入らせなければならない場所に該当しますので、午後十一時から翌日午前五時までの間は、十八歳未満の青少年の方の入店を堅くお断りいたします。
備考 この寸法は、おおむね縦二十八センチメートル、横四十七センチメートルとする。

様式第七号（第十一条関係）
No. (表面)
立入調査証明書

下記の者は、青少年愛護条例第二十八条に規定する立入調査の権限を有する者であることを証明する。

記 所 属
職 名
氏 名

生年月日 年 月 日

発行年月日 年 月 日
兵庫県知事

青少年愛護条例抜粋

(裏面)

(立入調査)

第二十八条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

- (一) 有害興行を行う場所
- (二) 有害図書類又は有害がん具類等を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所
- (三) 第十三条の広告物を掲示している場所
- (四) 質屋又は古物商の営業の場所
- (五) 第十五条第一項の規定により指定した遊技営業等の場所
- (六) 第十五条の二第一項に規定する遊技営業等の場所

2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げてはならない。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第三十条 8 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

(二) 第二十八条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者